

info@y-lpgas.jp

差出人: 全L協 保安・業務グループ <hoangyoumu@japanlpg.or.jp>
送信日時: 2023年3月14日火曜日 18:38
宛先: info@y-lpgas.jp
件名: 尹錫悦大韓民国大統領夫妻来日に伴う警備協力について（お知らせ）
添付ファイル: 【セット】警備協力要請_14経済産業省.pdf

※本メールは、B C Cにて発信しております。

都道府県協会 御中

平素は大変お世話になっております。
3月16日～17日の日韓首脳会談のため
大韓民国大統領が来日予定であることから
協力要請がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては
会員へご周知いただけますようお願いいたします。

【要請内容】

尹錫悦大韓民国大統領夫妻は、3月16日から3月17日までの日程で
日韓首脳会談のために来日する予定です。同大統領来日をめぐっては、
我が国に対する国際テロや北朝鮮の脅威が継続しているほか、
サイバー攻撃、右翼等による違法行為、テロ組織等と関わりのない者による
違法行為等の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、
同大統領一行や同国関係施設における警戒警備を徹底し、
万全な対策を講じる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、同大統領をはじめとする関係者の
安全及び諸行事の円滑な進行を確保するとともに、
テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて
各種対策を推進しております。

ついては、本警備の重要性に御理解をいただき、
次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう
要請いたします。

特に、重要インフラ事業者におかれては、下記の事項を実施いただけますと
幸甚に存じます。

・緊急車両登録を行っている事業者におかれましては、
災害時等に同大統領一行や同国関係施設周辺で緊急走行の必要が生じた際に、
110番通報を行い、迅速に各都道府県警察と連携することで、
緊急車両の通行が可能になることの周知。

御協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

(一社)全国LPガス協会

保安・業務グループ 瀬谷、橋本

TEL 03-3593-3500

FAX 03-3593-3700

E-mail hoangyoumu@japanlpg.or.jp

警察庁丙備一発第12-14号

令和5年3月10日

経済産業省大臣官房長 様

警察庁警備局長

(公 印 省 略)

尹錫悦大韓民国大統領夫妻来日に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、尹錫悦大韓民国大統領は、3月16日から17日までの日程で、日韓首脳会談のため来日する予定です。

同大統領来日をめぐっては、我が国に対する国際テロや北朝鮮の脅威が継続しているほか、サイバー攻撃、右翼等による違法行為、テロ組織等と関わりのない者による違法行為等の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、同大統領一行や同国関係施設における警戒警備を徹底し、万全な対策を講じる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、同大統領をはじめとする関係者の安全及び諸行事の円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

要請事項

【省庁共通要請事項】

貴台におかれましては、尹錫悦大韓民国大統領夫妻来日（以下「韓国大統領来日」という。）に関する警察との情報共有、連携の強化及び以下の事項についてお願いするほか、事業者、関係機関等に対する指導、要請をお願いいたします。

- 1 連絡体制の確立
- 2 自主警備体制強化
- 3 韓国大統領来日に関する不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- 4 日韓首脳会談開催場所のほか、宿舎、行き先地等関連施設（以下「関連施設等」という。）周辺における小型無人機等の使用の抑制及び飛行規制についての注意喚起
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理強化及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 7 交通規制内容の周知及び関連施設等周辺における交通総量抑制
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

【個別要請事項】

- 1 化学兵器又は爆発物の原料となり得る化学物質等を保有し、又は取り扱う事業者等に対する保管及び管理の徹底
- 2 小型航空機の製造事業者及び販売事業者に対する機体の管理強化
- 3 関連施設等周辺における緊急走行時の110番通報
- 4 小型無人機等の販売事業者に対する、販売時における航空法及び小型無人機等飛行禁止法の周知徹底
- 5 小型無人機等の販売事業者に対する不審な購入者に係る通報